

熊本県保安林（保安施設地区）内作業許可実施要項

（趣 旨）

第1条 森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第34条第2項に定める保安林（法第44条において準用する保安施設地区を含む。以下「保安林」という。）における知事の許可（以下「作業許可」という。）を要する行為に関する手続きについては、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）及び熊本県保安林制度実施要項（以下「制度要項」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

（作業許可を要する行為等）

第2条 作業許可を要する行為の基準等については、別表1のとおりとする。

- 2 作業許可を要しない行為については、別表1（行為の詳細欄）及び別表2のとおりである。なお、規則第63条第1項第1号の保安施設事業、砂防工事、地すべり防止工事及びぼた山崩壊防止工事には、当該事業又は工事の実施上必要な材料の現地における採取又は集積、材料の運搬等のための道路の開設又は改良その他の附帯工事を含むものとする。
- 3 作業許可を要する行為のうち、土石の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の許可基準については、別表1に定めるもののほか、別表3及び別表3の別紙のとおりとする。
- 4 作業許可を要しない行為のうち、法第34条第2項第4号、規則第63条第1項第3号及び第4号（別表2参照）に定める行為に係る届出については、別表6の1によるものとする。
- 5 前項の法第34条第2項第4号に定める行為のうち、施設の設置に係るものであって、同条第9項の届出（受理された場合に限る。）をした後も当該施設を継続して設置又は改良する必要があるものについては、届出後、速やかに次の手続きを行うものとする。
 - 一 別表3の許可基準に適合するものであるときは、作業許可申請を行うこと。
 - 二 別表3の許可基準を超え、制度要項第4条に定める要件に該当するものであるときは、保安林の指定の解除の手続きを行うこと。
- 6 規則第63条第1項第5号（別表2参照）の協議については、別に定める熊本県保安林（保安施設地区）内作業協議実施要項による。ただし、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第2条に規定する国有林野又は旧公有林野等官行造林法（大正9年法律第7号）第1条の契約に係る森林、原野その他の土地に係るものであって、当該森林において作業許可を要する行為を行う者が森林管理局長（森林管理局が直轄で管理経営する区域に係るものに限る。）又は森林管理署長以外の者である場合は、原則としてこの要項によるものとする。

（作業許可に係る行為の期間）

第3条 作業許可に係る行為の期間は、別表4のとおりとする。

（作業許可申請に必要な書類）

第4条 作業許可の申請に必要な書類については、別表5のとおりとする。

（行為の区域の立木伐採許可等）

第5条 作業許可の申請をする者は、当該申請に係る行為をしようとする区域の立木を伐採する必要がある場合で、当該立木の伐採につき規則第60条第1項第7号から第9号までの届出を要するときは、同条第2項の規定にかかわらず、作業許可の申請と併せて当該立木の伐採に係る届出をするものとする。なお、当該立木の伐採につき法第34条第1項の許可を要するときは、作業許可を受ける前に当該立木の伐採に係る許可を受けなければならない。

2 前項の場合の取扱いについては、別表6の2のとおりとする。

（作業許可申請に係る県の確認）

第6条 作業許可の申請をした者は、当該申請に係る審査のため現地の確認について県から要請があったときは、現地立会いを行うとともに、当該審査に必要な資料を求められたときは、これを提出しなければならない。

（作業許可に係る遵守事項）

第7条 作業許可を受けた者（以下「作業行為者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 当該許可に係る行為（以下「許可行為」という。）に着手したときは、遅滞なく、保安林（保安施設地区）内作業着手届（別記第4号様式）を知事に提出すること。
- 二 許可行為の実施状況について県が現地調査を行うときは、現地立会いを行うなど当該調査に協力するとともに、現地指示等が行われた場合は、これを遵守すること。
- 三 許可行為の期間中においては、現地に保安林（保安施設地区）内作業許可証（許可の際に交付されたもの）を掲示すること。
- 四 施設等を設置した場合は、適切に保守・管理を行い、有責事由により災害が発生した場合は災害復旧の責務を負うこと。
- 五 許可行為が完了したときは、遅滞なく、保安林（保安施設地区）内作業完了届（別記第5号様式）を知事に提出し、その確認を受けること。なお、当該完了届には、必要に応じて完了写真を添付すること。
- 六 前号の確認のうち、現地の確認を受ける場合は、現地立会いを行うとともに、当該確認に必要な資料を求められたときは、これを提出すること。

（許可行為に係る計画の変更）

第8条 作業行為者は、許可期間（作業許可の際に知事が条件として付した期間をいう。以下同じ。）内において許可行為に係る計画を変更する必要があるとき（森林作業道その他の簡易な路網の線形又は延長の変更を除く。）は、あらかじめ保安林（保安施設地区）内作業許可変更申請書（別記第6号様式）を

知事に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 前項の申請書には、別表 5 に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添付しなければならない。

（作業許可の更新）

第 9 条 土石の採掘、施設の設置、物件の堆積その他の土地の形質を変更する行為（当該行為が一時的なもの、及び別表 4 により当該施設の使用又は当該行為が終わるまでの期間とすることを条件として許可されているものを除く。）に係る作業行為者は、許可期間の満了後も当該行為を継続しようとするときは、保安林（保安施設地区）内作業許可更新申請書（別記第 7 号様式）を知事に提出し、許可（以下「更新許可」という。）を受けなければならない。

なお、許可年月日の異なる複数の許可行為（更新許可に係るものを含む。）がある場合において、次の各号のすべてに該当するものについては、次項の期限を迎える直近の許可行為に合わせて、更新の申請をすることができる（別紙参照）。

- 一 別表 3 に定める区分が同一のもの
 - 二 別表 4 に定める行為の期間の上限が同一のもの
 - 三 新たな土地の形質の変更を伴わないもの（設置した施設等を継続して利用する場合等）
 - 四 許可期間の満了する日が次項の期限を迎える直近の許可行為より後であるもの
- 2 前項の申請書は、許可期間の満了する日の 2 週間前（第 14 条第 2 項に該当する場合は 30 日前）までに提出しなければならない。
- 3 第 1 項の申請書には、別表 5 に掲げる書類（①を除く。）を添付しなければならない。ただし、同項第 3 号に該当する行為については、別表 5 の②、③及び⑪のイの書類のみで可とする。
- 4 更新に係る行為の期間の上限は、別表 4 のとおりとする。

（植栽の義務）

第 10 条 作業許可に係る森林の所有者は、当該保安林の指定施業要件として植栽の定めがある場合、又は当該許可の際に植栽の条件が付されている場合は、当該許可に係る行為の終了後若しくは施設等の廃止又は撤去後、指定施業要件又は許可の条件に従って植栽をしなければならない。ただし、植栽の期間については、指定施業要件又は許可の条件に定められた期間内において、なるべく早期かつ適切な時期とするものとする。

- 2 作業行為者が当該森林の所有者でないときは、作業行為者は、法第 34 条第 8 項の規定に準じて当該森林の所有者に通知しなければならない。

（許可行為の廃止の届出）

第 11 条 施設の設置に係る作業行為者は、許可を受けて設置した施設を廃止又は撤去するときは、あらかじめ保安林（保安施設地区）内作業許可に係る施設の廃止届出書（別記第 8 号様式）を知事に提出しなければならない。

（違反行為に対する措置）

第 1 2 条 法第 3 4 条第 2 項の規定に違反した者若しくは作業許可の際に知事が付した条件に違反した作業行為者等に対し、県が法第 3 8 条第 2 項の監督処分に係る調査を行うときは、当該作業行為者等は、現地立会い及び事情聴取等に応じなければならない。

（許可行為に係る地位の承継等の届出）

第 1 3 条 許可行為（更新の許可を含む。以下本条において同じ。）の完了前に相続又は合併等により当該作業行為者の地位を承継した者は、遅滞なく、保安林（保安施設地区）内作業行為一般承継届出書（別記第 9 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 許可行為の完了前に売買、交換又は贈与等により当該許可行為に係る土地の所有権その他許可行為を行う権原を承継した者は、遅滞なく、保安林（保安施設地区）内作業行為特定承継届出書（別記第 10 号様式）を知事に提出しなければならない。

3 作業行為者は、許可行為の完了前に氏名（法人にあってはその名称又は代表者）又は住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）に変更が生じた場合は、遅滞なく、保安林（保安施設地区）内作業行為代表者等変更届出書（別記第 11 号様式）を知事に提出しなければならない。

（申請書等の提出先等）

第 1 4 条 作業許可等の申請その他届出等に関する書類は、規則に定めのあるものを除き 1 部とし、当該申請等に係る森林の所在する市町村に応じて制度要項別表 2 に掲げる県の機関（以下「広域本部等」という。）に提出するものとする。

2 作業許可の申請等に係る森林が複数の広域本部等の管轄区域にまたがる場合は、当該申請等に係る森林の主たる区域を管轄する広域本部等に提出することができるものとする。この場合の申請書等の提出部数は、前項の部数に提出先以外の関係広域本部等の数を加えた数とする。

（標準処理期間）

第 1 5 条 作業許可の申請（変更及び更新を含む。）に関し、知事はその許可又は不許可の処分を決定するまでの期間は、前条第 1 項の広域本部等において申請書を収受した日（申請書等の補正に要した日数を除く。）の翌日から起算して 14 日（前条第 2 項に該当するものにあっては 30 日）間とする。

附 則

この要項は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成 2 4 年 1 1 月 1 日から施行する。

2 この要項の施行の際現に改正前の熊本県保安林（保安施設地区）内作業許可実施要項の規定により提出された書類は、この要項の相当規定により提出され

た書類とみなす。

附 則

- 1 この要項は、平成25年5月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際現に改正前の熊本県保安林（保安施設地区）内作業許可実施要項の規定により提出された書類は、この要項の相当規定により提出された書類とみなす。

附 則

- 1 この要項は、平成26年8月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際現に改正前の熊本県保安林（保安施設地区）内作業許可実施要項の規定により提出された書類は、この要項の相当規定により提出された書類とみなす。
- 3 この要項の別表4に定める行為の期間は、この要項の施行の際現に法第34条第2項の許可又は改正前の熊本県保安林（保安施設地区）内作業許可実施要項第9条の更新許可を受けている行為についても適用し、当該行為の期間を条件として許可がなされたものとみなす。

附 則

- 1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際現に改正前の熊本県保安林（保安施設地区）内作業許可実施要項の規定により提出された書類は、この要項の相当規定により提出された書類とみなす。
- 3 この要項の別表4に定める行為の期間は、この要項の施行の際現に法第34条第2項の許可又は改正前の熊本県保安林（保安施設地区）内作業許可実施要項第9条の更新許可を受けている行為についても適用し、当該行為の期間を条件として許可がなされたものとみなす。

附 則

- 1 この要項は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際現に改正前の熊本県保安林（保安施設地区）内作業許可実施要項の規定により提出された書類は、この要項の相当規定により提出された書類とみなす。
- 3 この要項の別表4に定める行為の期間は、この要項の施行の際現に法第34条第2項の許可又は改正前の熊本県保安林（保安施設地区）内作業許可実施要項第9条の更新許可を受けている行為についても適用し、当該行為の期間を条件として許可がなされたものとみなす。

附 則

- 1 この要項は、令和5年9月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際現に改正前の熊本県保安林（保安施設地区）内作業許可実施要項の規定により提出された書類は、この要項の相当規定により提出された書類とみなす。
- 3 この要項の別表4に定める行為の期間は、この要項の施行の際現に法第34

条第2項の許可又は改正前の熊本県保安林（保安施設地区）内作業許可実施要項第9条の更新許可を受けている行為についても適用し、当該行為の期間を条件として許可がなされたものとみなす。

附 則

- 1 この要項は、令和7年6月2日から施行する。
- 2 この要項の施行の際現に改正前の熊本県保安林（保安施設地区）内作業許可実施要項の規定により提出された書類は、この要項の相当規定により提出された書類とみなす。